

厚生労働大臣

田村 憲久 殿

平成 26 年度厚生労働省関係予算要望事項

特定非営利活動法人全国 LD 親の会
理事長 内藤 孝子

【厚生関係】

＜予算要望事項＞

1. 身近な地域での発達障害児者およびその家族に対する支援を新体系（児童福祉法・障害者総合支援法）に基づき推進すること
 - ・早期発見・早期発達支援の実施にむけた市町村に対する支援の拡充
 - ・巡回支援専門員整備事業の拡充
 - ・ペアレント・トレーニング、ペアレント・メンター事業の拡充（NPOや親の会への事業支援）
 - ・障害支援区分の認定については、発達障害児者の特性と個々のニーズに応じて行うこと
 - ・アセスメントツールの導入の促進
 - ・成人期以降（特に在宅者）における発達障害者とその家族への支援プログラムの確立
2. 発達障害者支援センター事業を拡充すること
 - ・専門相談員の拡充
本人・家族に対する相談支援の待機の解消、直接支援機関への継続支援、
土日や平日17時以降における相談
 - ・就労にむけた相談、就労前段階の本人支援の充実
 - ・夜間の緊急時の対応
 - ・障害者就業・生活支援センターとの連携の強化を図った地域支援ネットワークの充実
 - ・地域の就労移行支援事業所との連携の強化を図った地域支援ネットワークの充実
3. 乳幼児から成人までの発達障害に対応できる医療機関を拡充すること
 - ・LDに関する診断基準・方法の確立と普及
 - ・診断できる医療機関の拡充
 - ・発達障害の専門医師の養成・研修（LDを主訴とする場合の診断研修の充実など）
 - ・幼児期における精神投薬に対する適正な指導の促進
 - ・保健師等関係者に対する発達障害に関する研修の充実
 - ・一般診療機関（眼科、耳鼻咽喉科等）の医師や歯科医に対する研修の充実
4. 発達障害者に対する情報支援体制の整備を拡充すること
 - ・市役所等において、発達障害者に確実に情報が提供される環境の整備
5. 発達障害の特性に応じた災害時の支援対策の整備・周知
 - ・発達障害の特性にあわせた対応方法、留意点等をまとめたマニュアルの整備、周知
 - ・緊急連絡の伝達の体制を整備すること

6. 発達障害に対する理解、啓発を促進すること

- ・発達障害情報・支援センターの拡充

<中長期的な要望事項>

1. 発達障害をふくめ、障害者の所得保障制度を拡充すること
2. 長期的な展望に立った発達障害の専門的人材の育成と、専門職の位置づけを明確化すること
 - ・発達障害者支援における実地研修システムの拡充(研修施設の増設)
 - ・各種の専門職の多層構造化等による体系化
 - ・相談支援事業所の強化(重層的・効果的な相談体系の構築、人材育成)
 - ・専門性や経験に応じた処遇体系の改善

【労働関係】

<予算要望事項>

1. 障害者雇用促進制度において、「精神障害(発達障害含む)」についても雇用義務の対象とすること
- 2 地域障害者職業センターにおいて、障害者手帳を保持していない発達障害者について、雇用対策上の「判定」の導入を進めること

発達障害は、社会性やコミュニケーション面など障害の判定が難しいという障害特性を持っている。そのような特性のある発達障害のある人を支援の対象としていくためには、地域障害者職業センター等の公的機関において、職業的困難度を基準とした「障害」を判定する仕組みを開発することが必要である。障害者雇用率制度、障害者雇用納付金制度などの雇用対策上の知的障害者・重度知的障害者の判定と同様の「障害」判定する仕組みの導入が必要である
3. 発達障害者に対する相談体制の整備と多様かつ効果的な職業訓練、職場実習制度を充実すること
 - ・若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの質的拡充
 - ・ハローワーク等において、発達障害者に確実に情報が提供される環境の整備
 - ・多様なニーズに対応した委託訓練の拡充(対象者数の増員、期間延長、科目の拡充など)
 - ・発達障害者の職域拡大のための訓練カリキュラムの開発
 - ・障害者向けの専門的支援を選択しない者に対して、地域の実態に応じた職業準備教育、就労支援の多様な場の創出
 - ・企業側が実習等を受け入れる際の損害補償制度の確立(企業側の受け入れを拡大する方策)
4. 地域における障害者の職業能力開発および職業訓練を強化すること
 - ・障害者職業能力開発校や一般の職業能力開発校において、都道府県と一体となり、発達障害者に対する職業訓練を拡充すること
5. 発達障害者の雇用機会を拡大すること
 - ・地域障害者職業センターにおける職場適応援助者(ジョブコーチ)の増員と研修

発達障害の特性から、職業マッチング、職場環境の整備、就業継続の課題を解決するためにはジョブコーチの存在が有効。支援機関の継続・拡大を含め制度設計の再検討が必要
 - ・発達障害者雇用開発助成金の拡充(条件等の緩和、助成金の増額など)
 - ・障害者試用雇用(トライアル雇用)事業の拡充促進
 - ・発達障害者を対象とした緊急雇用の拡大
 - ・求職者と企業とのマッチング支援ツールの活用促進

6. 公的機関における発達障害者の雇用を促進すること

- ・発達障害者の雇用について数値目標を立て、取り組むこと
- ・公的機関における発達障害のある人のチャレンジ雇用を推進すること

7 雇用・就業関係機関職員や事業所に対する発達障害関係の研修を充実すること

- ・発達障害者就労支援者育成事業の拡充
- ・発達障害者支援における実地研修の拡充
- ・公共職業安定所の職員に対する研修
- ・障害者就労支援機関の職員に対する研修
- ・若年者就業支援機関の職員に対する研修
- ・事業所に対する雇用管理のノウハウの普及啓発

8. 障害者就業・生活支援センター事業の拡充すること

- ・障害者就業・生活支援センターの増設

センターは身近な地域での相談が可能であり、専門性の担保を考えても有効な機能を有している。設置基準に関しては人口及び圏域面積を換算した基準が必要。

- ・職員の発達障害に対する研修の充実
- ・職員の増員(生活支援ワーカーの増員)
- ・職員の長期的展望に基づく育成、処遇改善
- ・職場定着支援の強化

9. 継続して働き続けるための支援の充実

- ・職場適応援助者(ジョブコーチ)による職場定着支援のための継続利用
- ・障害者就業・生活支援センターによる職場定着支援の強化
- ・就労移行支援事業所による職場定着支援の強化
- ・地域生活支援の強化

<中長期的な課題に関する要望>

1. 障害者雇用促進法における障害者の範囲について、改正された障害者基本法の定義と同様に、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害も含む)とする。発達障害について明記し、障害者雇用促進制度の対象として明確化にすること
2. 労働・雇用分野での障害を理由とする差別の禁止、職場における合理的配慮の提供を確保するため、発達障害の特性を考慮に入れ必要な措置を推進すること